開催・令和 6年11月21日

~~ <i>\r</i> \r\r\-_\r\=\r				4-12				117211
所管部課		市民環境部	万民課	部	長	木村	<u> </u>	
1	⊦ Þ	東大和市配偶者からの暴力等の被害者の支援に関する住民基本台帳事務取扱要						
件名 		綱の一部を改正	する要綱について	区分		1審議事項	頁	2報告事項
関	条例					<u> </u>		<u></u>
係	規則							
事	部課							
項	機関							
	要 旨	油中						
(1) 改正理由 東大和市手数料条例の一部を改正する条例(令和6年条例第34号)の施行により、住 民票の除票に記載した事項に関する証明が追加されたことから、本要綱の一部を改正する								テにより、住
ものである。								
(2) 改正内容 第2条の定義及び第4条の支援措置の内容において、当該証明に係る規定を追加する。								
								と追加する。
(3) 施行日 市長決裁日								
2.経過(現時点に至るまでの経過)								
総務課において審査済み								
4. 主管部処理案(検討結果等)								
庁議における報告終了後、速やかに改正手続を進めたい。								
5. 審議結果								

注:定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。